

樹木・樹林・生け垣 保護指定の手引き

中野区 環境部 環境課 環境・緑化推進係
Tel.3228-5516

この制度は、「中野区みどりの保護と育成に関する条例」に基づき、一定の要件を満たし、特に保護する必要があると認められることのできる樹木・樹林・生け垣について、その所有者等の同意を得て保護指定し、その後要する維持管理費の一部を補助するものです。

保護指定の対象となる樹木・樹林・生け垣は、良好な景観を備え、かつ継続的に管理が行き届いていることが確認できるものです。

※下記の条件のほか、個別の状況から審査を行い、適否を判断させていただきます。

●保護樹木

地上1.5mの幹周りが1.2m以上で良好な形態の樹木

1本あたり 10,000円



●保護樹林

面積300㎡以上の樹木の集団

面積300㎡	～	500㎡未満	30,000円
面積500㎡	～	1,000㎡未満	40,000円
面積1,000㎡	～	2,000㎡未満	60,000円
面積2,000㎡	～		80,000円



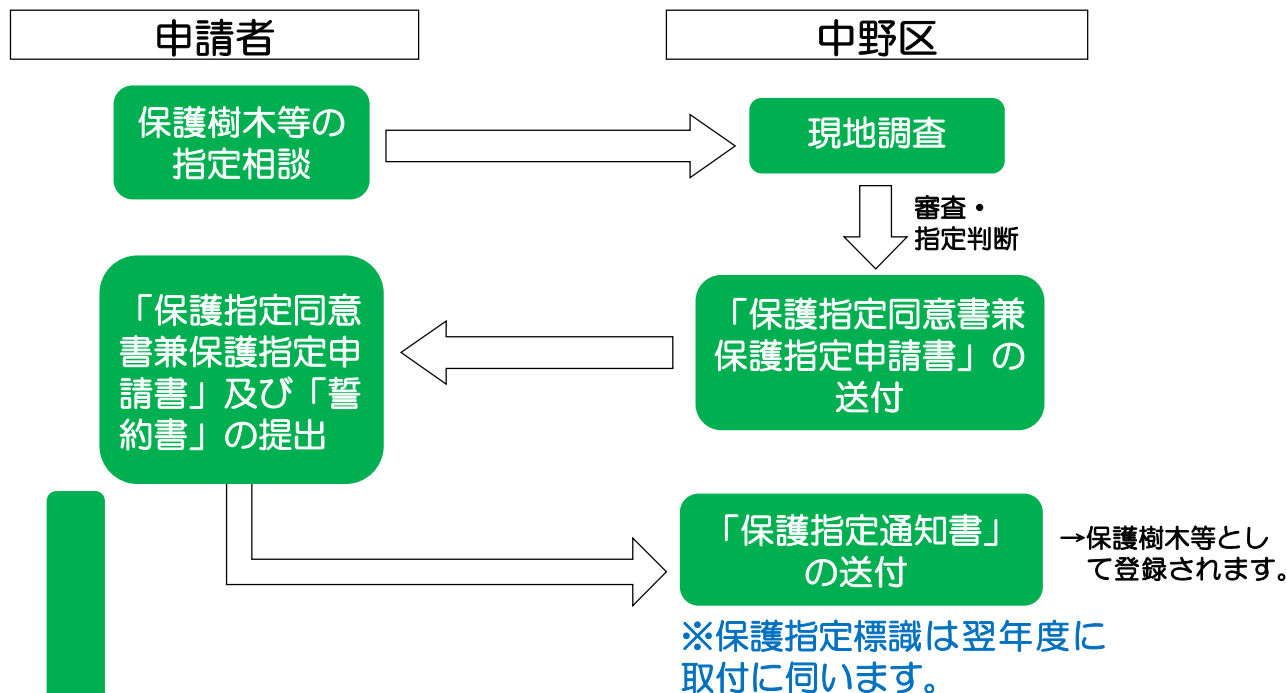
●保護生け垣

道路に面し、高さ1m以上、延長10m以上の良好な景観で管理が行き届いている生け垣

1mあたり 1,000円



● 指定の流れ



● 注意

- ① 保護指定された樹木・樹林・生け垣の剪定等の手入れ、落ち葉清掃など**日常の維持管理は、所有者(管理者)の責任において行ってください。**日頃から適切な管理をするよう努めてください。
- ② 保護指定した樹木・樹林・生け垣の伐採、移植などを行う場合は、**事前にご相談いただく必要があります。**

● 保護指定樹木・樹林賠償責任保険について

樹木の枝が折れて、たまたま下を通りかかった人や車を傷つけたというように、**第三者に被害を与えてしまった場合に備えて、保護樹木・樹林は賠償責任保険に加入しています。**保険料の支払い、加入手続きは区が行います。

● その他

台風などの強風や積雪により大きな被害を受けた樹木等の復旧・除去や、人身・建築物等に深刻な被害を与えているもしくは、おそれのある樹木等への対処など、**緊急に対応が必要な場合に、その費用の一部を補助できることがあります。**担当までご相談ください。